

平成30年度「いいね！とっとりCM」作成及び広報業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

**1 業務の概要**

(1) 業務の名称

平成30年度「いいね！とっとりCM」作成及び広報業務

(2) 事業の目的

本県が広くIJUターンを促進していることが伝わる内容のCMを作成する。

作成した内容をテレビCMやインターネット動画で配信しアピールするとともに、HPやイベント会場、県内大学等でも活用する。

(3) 業務内容

「いいね！とっとりCM」の作成に係る取材、調整、映像制作及び広報等を行う。

なお、詳細は(別紙1)仕様書による。

(4) 業務期間

契約締結の日から平成31年3月15日(金)まで

**2 予算額**

金4,212千円(消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)を含む。)

**3 参加資格要件**

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 県内の企業、NPO法人、その他の法人又は法人格のない団体等であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する団体。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)の統制の下にある団体でないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人格のない団体にあつては、代表者の定めがあること。
- (4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有している者であること。
- (5) 個人情報の取り扱い等に留意し、業務内容についての守秘義務を遵守できること。
- (6) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

**4 企画提案に係る提出書類**

(1) 企画提案書 5部(応募様式1) ※10ページ以内(企画提案の内容を補足する参考資料を含む。)

次の事項を必ず明記し、A4版用紙で提出すること。

ア 企画の全体概要

本県の魅力を最大限発揮できる提案のコンセプト、コンセプトを踏まえた視聴者へのPRポイント等

イ 映像制作企画案

制作工程の絵コンテ(具体的な映像イメージ)、シナリオ(タイムスケジュール・ナレーションの活用)、

想定される出演者、取材体制(スタッフ体制(資格・実績等))等

※動画のサンプルの提出までを求めるものではない。

ウ 広報内容案

テレビCMの放送時間、ネット広告配信内容等

エ 工程表

受注から納品までの作業スケジュール(出演者の選定、取材、撮影、編集、校正等)

(2) 受託費用見積書 1通

経費(企画構成経費、取材経費、映像編集経費、ナレーション経費等)の明細を算出し、その経費を記載すること。消費税を差し引いた金額で見積り、消費税相当額込みの金額もかつこ書きで併記すること。

(3) 定款、規約・会則等 1部

定款、規約・会則、役員名簿及び団体の組織図

#### (4) その他留意事項

- ア 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は提案者の負担とし、提出された企画提案書等は返却しない。
- イ 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、成果品を発注者に引き渡したときに、発注者に移転する。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属する。
- ウ 選定されなかった者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属する。
- エ 県は提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- オ 3の参加資格要件を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は無効とするとともに、選定の取り消しを行うことがある。
- カ 企画提案書等の提出後、企画提案書等に係る個別事項に疑義がある場合は、県から質問することがある。
- キ 企画提案書は1者につき1案とする。

### 5 提出方法及び提出期限

#### (1) 提出方法

提出先への持参又は簡易書留郵便による郵送とする。

#### (2) 提出期限

平成30年8月6日(月)午後5時(必着)

### 6 提出先・お問合せ先

鳥取県元気づくり総本部元気づくり推進局とっとり暮らし支援課 担当：中尾  
〒680-8570  
鳥取市東町1丁目220番地(本庁舎6階)  
電話：0857-26-7128  
ファクシミリ：0857-26-8196  
電子メール：tottorigurashi@pref.tottori.lg.jp

### 7 質問の受付

- (1) この実施要領について質問がある場合は、質問書(任意様式)を作成し、平成30年7月13日(金)までに6の提出先・問合せ先に、持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出すること。
- (2) 質問者には文書等で回答するとともに、質問及び回答内容を鳥取県元気づくり総本部元気づくり推進局とっとり暮らし支援課のホームページに掲載する。

### 8 参加の意向

- (1) この公募型プロポーザルに参加する意向のある者は、平成30年7月20日(金)までに(別紙2)意向確認書を6の提出先・お問合せ先までにファクシミリ又は電子メールで提出すること。
- (2) 上記の意向確認書の提出後、審査会の詳細日時を参加者に連絡する。

### 9 選考

- (1) 提出された企画提案書等を比較検討し、順位を決定するため、平成30年度「いいね!とっとりCM」作成及び広報業務委託事業者選定審査会(以下「審査会」という。)を設置する。
- (2) 審査会は、企画内容、費用等の審査項目について、別添「審査基準」に基づき、各審査員が個別に審査採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して最も高い得点を得た者を最優秀提案者として選定し、最優秀提案者以外の者についても得点順に順位付けを行う。
- (3) 審査会には、審査員を置き、次のとおりとする。
  - ・審査員1 公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構職員
  - ・審査員2 商工労働部雇用人材局雇用政策課職員
  - ・審査員3 元気づくり総本部元気づくり推進局とっとり暮らし支援課職員
  - ・審査員4 「来んさいな 住んでみないや とっとり」県民会議構成員

- (4) 審査会はプレゼンテーション及び質疑を行う。
- (5) 審査会への参加に係る旅費等の費用は提案者の負担とする。
- (6) 公正性・中立性を確保するため、審査員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

## 10 審査結果の通知及び公表

審査結果は、提案者全員に文書で通知する。

## 11 契約の締結

審査会による審査の結果、9により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含む。協議が不調のときは、9により順位付けられた上位の者から順に契約の締結協議を行う。

## 12 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 13 暴力団排除

契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

- (1) 暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- (2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
  - ア 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が個人事業者にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすること、その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
  - イ 暴力団員を雇用すること。
  - ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
  - エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
  - オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
  - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
  - キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

## 14 契約までのスケジュール

契約の締結に至るまでの手続及び時期は次の予定とする。ただし、企画提案書等提出期限以外は状況に応じて前後する場合がある。

- |                          |                     |
|--------------------------|---------------------|
| (1) 企画提案募集開始             | 7月6日（金）             |
| (2) 質問期限                 | 7月13日（金）            |
| (3) 参加意向確認書の提出期限         | 7月20日（金）            |
| (4) 企画提案書等の提出期限          | 8月6日（月）             |
| (5) 審査会の開催（プレゼンテーションの実施） | 8月8日（水）             |
| (6) 審査結果の通知              | 8月10日頃              |
| (7) 企画提案等の協議、見積依頼        | 8月中旬                |
| (8) 契約締結                 | 8月中旬（～平成31年3月15日まで） |